

議第244号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「介護休暇」の右に「、介護時間」を加える。

第7条第1項第4号中「親族（）」の右に「民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準じる者として人事委員会規則で定める者を含み、」を加える。

第8条第1項中「、1親等の親族」を削り、「同居している2親等」を「2親等以内」に改め、「以下」の右に「これらを」を、「もの」の右に「（以下「要介護者」という。）」を加え、同条第2項中「親族」を「要介護者」に、「前項に規定する介護」を「当該介護」に改め、「ごとに」の右に「、職員の申出に基づき、3回を超えず、かつ、合算して93日を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、必要と認められる期間を」を加え、「とし、その期間は、連続する3月の期間内において必要と認められる期間」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第8条の2 職員は、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、任命権者の承認を得て、介護時間を受けることができる。

2 介護時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は前条第3項に規定する介護休暇

の承認を得た期間と重複する期間を除く。) 内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間を受けることができるものとする。

- 3 職員が介護時間の承認を受けて勤務しないときは、京都市職員給与条例第12条及び第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第2条 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(介護休暇に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条第1項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して93日を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条第2項に規定する指定期間については、任命権者は、初日から当該職員による申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して93日を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

提案理由

介護休暇を分割して取得することができることとする等の措置を講じる必要があるので提案する。